事故時措置届出書

年 月 日

横浜市長

届出者 住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、廃棄物の処理施設に おいて発生した事故の状況及び講じた措置の概要について、次のとおり届け出ます。

| 特 定 処 理 施 設 の 名 称 | |
|---|---|
| 特定処理施設の管理者名 (現場責任者) | |
| 特 定 処 理 施 設 の 住 所 | |
| 事 故 が 発 生 し た 特 定 処 理 施 設 の 種 類 (い ず れ か に 〇) | 一般廃棄物処理施設 |
| | 産業廃棄物処理施設 |
| | 廃棄物処理法施行令第 24 条第 2 号に該当する施設 |
| 特 定 処 理 施 設 の 処 理 能 力 (最終処分場である場合は、廃 棄物の埋立処分の用に供される 場所の面積及び埋立容量) | m ³ /日 ()時間 t /日 ()時間 m ³ /時間 t /時間 t /時間 面積 m ² 埋立容量 m ³ |
| 事 故 発 生 日 時 | 年 月 日 時 分 |
| | 所属 |
| 報告者(記入者) | 氏名電話番号 |

(A4)

(裏面)

| 事故の状況(事故の原因、周辺の生活環境の被害の状況等も記入して下さい) | |
|-------------------------------------|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 生活環境の母々トの支障の除土又は発生の防止のために装じた堪器 | |
| 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置 | |
| 工作承見の休主工の文庫の你公文は光工の例正のために時じた相直 | |
| 工作來現の体主工の文庫の係立文は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作来見の体主工の支撑の係立大は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作来見の体主工の支持の係立文は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作来見の休主工の支庫の除立文は光王の例正のために時じた旧直 | |
| 工作来見の体主工の支撑の係立大は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作来見の体主工の支持の係立大は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作来見の体主工の支撑の係立大は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作来見の体主工の支撑の係立大は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作来党の体主工の支撑の係立大は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作来見の体主工の支持の係立大は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作来党の体主工の支持の係立大は光王の例正のために時じた旧直 | |
| 工作来党の体主工の文庫の係立文は光王の例正のために時じた旧直 | |
| 工作深境の体主工の文庫の係名人は光王の例正のために再じた相直 | |
| 主音楽売の休主工の文庫の除五人は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作条列の体主工の文件の体立文は光王の例正のために時じた相直 | |
| 工作体売の休主工の文庫の体質人は光工の例正のために時じた相直 | |
| 工作深見の休主工の文庫の依古人は完工の例正のために時じた相直 | |
| 王伯殊先の休主工の文庫の称五人は光王の例正のために時じた祖直 | |
| 工作条列の体主工の文件の体立文は元王の例正のために時じた相直 | |
| 工作条列が体主上の文件の体立文は光生の例上のために時じた相直 | |
| 工作状況の体工工の文件の体質人は光工の例正のために時じた相直 | |
| 工作承先の体生工の文庫の体立入は光工の例上のために併した相自 | |
| 工作状党が体生工が支持が加工が行動した。例に前した相信 | |
| 上日来売り休主工の文庫の体名人は光工の例上のために時じた旧画 | |
| 工口体売り休工工の文庫の称名人は元工の利工のために詳した相直 | |
| 工作体売の体工工の文庫の体工人は元工の利止のために詳した相目 | |